

# 条 例 議 案 の 概 要

—平成29年3月定例会—

## 目 次

議案第 15 号	盛岡市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について	1
議案第 16 号	盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	4
議案第 17 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	7
議案第 18 号	盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について	9
議案第 19 号	盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例につい て	13
議案第 20 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について	15
議案第 21 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	36
議案第 22 号	盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例について	47
議案第 23 号	盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について	52
議案第 24 号	盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部 を改正する条例について	55
議案第 25 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	57
議案第 26 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について	60
議案第 27 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について	62
議案第 28 号	盛岡市野球場条例の一部を改正する条例について	67

議案第 15 号

盛岡市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号）の施行に伴い、盛岡市社会福祉審議会が調査審議する事項を追加しようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市社会福祉審議会が調査審議する事項に、精神障害者福祉に関する事項を加える。

3 施行期日

平成29年4月1日

盛岡市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市社会福祉審議会条例 平成19年12月25日条例第60号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市社会福祉審議会条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)</p> <p>第7条第1項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (調査審議事項の特例)</p> <p>第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。 (任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)</p> <p>第4条 委員長は、会議の議長となる。 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)</p> <p>第5条 審議会は、委員長が招集する。 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>○盛岡市社会福祉審議会条例 平成19年12月25日条例第60号 改正 略</p> <p>盛岡市社会福祉審議会条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)</p> <p>第7条第1項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (調査審議事項の特例)</p> <p>第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。 (任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)</p> <p>第4条 委員長は、会議の議長となる。 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)</p> <p>第5条 審議会は、委員長が招集する。 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

改正後	改正前
<p>5 審議会が法第9条第1項に規定する特別の事項について議事を聞き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。 (専門分科会)</p> <p>第6条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項(同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。)を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会を、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。 2 専門分科会は、民生委員審査専門分科会にあっては委員長が指名する委員を、それ以外の専門分科会にあっては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選とする。 4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。 5 第4条第2項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。 (部会)</p> <p>第7条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会を設けることができる。この場合において、部会の組織及び運営に関することは、第4条及び第5条の規定に準じて審議会で定める。 (審議会の議決の特例)</p> <p>第8条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)又は社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の審査部会その他部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</p>	<p>5 審議会が法第9条第1項に規定する特別の事項について議事を聞き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。 (専門分科会)</p> <p>第6条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項(同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。)を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会を、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。 2 専門分科会は、民生委員審査専門分科会にあっては委員長が指名する委員を、それ以外の専門分科会にあっては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選とする。 4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。 5 第4条第2項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。 (部会)</p> <p>第7条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会を設けることができる。この場合において、部会の組織及び運営に関することは、第4条及び第5条の規定に準じて審議会で定める。 (審議会の議決の特例)</p> <p>第8条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)又は社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の審査部会その他部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成29年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 16 号

盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正に伴い、情報提供等記録の範囲を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 情報提供等記録に、独自利用事務（番号法第9条第2項の規定に基づき地方公共団体が個人番号を利用するために条例で定める事務をいう。）に利用する特定個人情報について情報連携（情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の求め又は提供をいう。）があった場合に情報提供ネットワークシステムに記録した事項等（以下「独自利用事務に係る情報提供等記録」という。）を含めるものとする。
- (2) 実施機関が訂正決定に基づき独自利用事務に係る情報提供等記録の訂正の実施をした場合は、法定事務（番号法別表第2の第2欄に掲げる事務をいう。）に係る情報提供等記録の訂正の実施をした場合と同様に、総務大臣及び当該独自利用事務に係る情報提供等記録に係る特定個人情報の提供を求めた者又は提供をした者にその旨を通知するものとする。

3 施行期日

平成29年5月30日

盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市個人情報保護条例 平成16年3月31日条例第7号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市個人情報保護条例 盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年条例第4号）の全部を改正する。 目次及び第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第51条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p>	<p>○盛岡市個人情報保護条例 平成16年3月31日条例第7号 改正 略</p> <p>盛岡市個人情報保護条例 盛岡市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和60年条例第4号）の全部を改正する。 目次及び第1条 略 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第51条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p>

改正後	改正前
<p>イ 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第3条から第32条まで 略 （個人情報の提供先への通知）</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第34条 略 （特定個人情報の利用停止請求権）</p> <p>第34条の2 何人も、行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。次条第2項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき、同条の規定に違反して保管</p>	<p>イ 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの</p> <p>(4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 _____ に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>第3条から第32条まで 略 （個人情報の提供先への通知）</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者 _____（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第34条 略 （特定個人情報の利用停止請求権）</p> <p>第34条の2 何人も、行政文書に記録されている自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。次条第2項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条の2第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき、同条の規定に違反して保管</p>

改正後	改正前
<p>されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。</p> <p>第35条から第72条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成 年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成29年5月30日から施行する。</p>	<p>されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による特定個人情報の利用停止の請求をすることができる。</p> <p>第35条から第72条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

区分	現行(人)	改正後(人)	増減(人)
市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	1,504(うち福祉事務所 123)	1,444(うち福祉事務所 123)	△60(うち福祉事務所 0)
水道事業及び下水道事業	199	200	1
病院事業	220	226	6
議会の事務部局	15	15	0
教育委員会の事務部局	76	76	0
学校	234	233	△1
学校以外の教育機関	53	53	0
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0
監査委員の事務部局	7	7	0
農業委員会の事務部局	12	12	0
公平委員会の事務部局	2	2	0
合計	2,328	2,274	△54

3 施行期日

平成29年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																												
<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員定数条例 盛岡市職員定数条例(昭和24年条例第42号)の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者(6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。)をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)</td> <td>1,444人</td> <td>うち123人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td>200人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td>226人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>76人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>233人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td>53人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td>6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>7人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	1,444人	うち123人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	200人		病院事業	226人		議会の事務部局	15人		教育委員会の事務部局	76人		学校	233人		学校以外の教育機関	53人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人		<p>○盛岡市職員定数条例 昭和33年6月20日条例第25号 改正 略</p> <p>盛岡市職員定数条例 盛岡市職員定数条例(昭和24年条例第42号)の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者(6月以内の期間を定めて雇用される者を除く。)をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)</td> <td>1,504人</td> <td>うち123人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td>199人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td>220人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>76人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>234人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td>53人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td>6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>7人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	備考	市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	1,504人	うち123人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。	水道事業及び下水道事業	199人		病院事業	220人		議会の事務部局	15人		教育委員会の事務部局	76人		学校	234人		学校以外の教育機関	53人		選挙管理委員会の事務部局	6人		監査委員の事務部局	7人	
区分	定数	備考																																																											
市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	1,444人	うち123人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																											
水道事業及び下水道事業	200人																																																												
病院事業	226人																																																												
議会の事務部局	15人																																																												
教育委員会の事務部局	76人																																																												
学校	233人																																																												
学校以外の教育機関	53人																																																												
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																												
監査委員の事務部局	7人																																																												
区分	定数	備考																																																											
市長の事務部局(水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。)	1,504人	うち123人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。																																																											
水道事業及び下水道事業	199人																																																												
病院事業	220人																																																												
議会の事務部局	15人																																																												
教育委員会の事務部局	76人																																																												
学校	234人																																																												
学校以外の教育機関	53人																																																												
選挙管理委員会の事務部局	6人																																																												
監査委員の事務部局	7人																																																												

改正後	改正前																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,274人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(以下「定数外」という。)とする。</p> <p>(1) 休職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができることとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p>附 則 略 附 則 (平成29年条例第 号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	区分	定数	農業委員会の事務部局	12人	公平委員会の事務部局	2人	合計	2,274人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,328人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(以下「定数外」という。)とする。</p> <p>(1) 休職を命ぜられた職員</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</p> <p>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができることとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</p> <p>(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p>附 則 略</p>	区分	定数	農業委員会の事務部局	12人	公平委員会の事務部局	2人	合計	2,328人
区分	定数																
農業委員会の事務部局	12人																
公平委員会の事務部局	2人																
合計	2,274人																
区分	定数																
農業委員会の事務部局	12人																
公平委員会の事務部局	2人																
合計	2,328人																

議案第 18 号

盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い農地利用最適化推進委員の報酬の額を定め、及び農業委員会の会長等の報酬の額を改めるとともに、特別職の職員の非常勤のもの月額報酬の支給方法を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 農業委員会等に関する法律の改正に伴う改正

ア 農地利用最適化推進委員の月額報酬の額を32,100円とする。

イ 農業委員会の会長、会長の職務代理者及び委員並びに農地利用最適化推進委員の年額報酬の額を予算の範囲内で市長が定める額とする。

ウ 農業委員会の特別職の職員の非常勤のもの（以下「非常勤特別職員」という。）に対しては、月額報酬及び年額報酬のいずれも支給することとする。

エ 農業委員会の部会長の報酬を廃止する。

(2) 非常勤特別職員の報酬の支給方法等の改正

ア 月額報酬を受ける非常勤特別職員の月額報酬は、月の初日から末日までの期間につき、その全額を支給することとする。

イ 新たに月額報酬を受ける非常勤特別職員となった者には、その日（退職した国家公務員又は地方公務員が即日月額報酬を受ける特別職の職員となったときは、その日の翌日）から月額報酬を支給することとする。

ウ 月額報酬を受ける非常勤特別職員が退任したときはその日まで、死亡したときはその月まで月額報酬を支給することとする。

エ 就任時において月の初日から月額報酬を支給するとき以外のとき、又は退任時において月の末日まで月額報酬を支給するとき以外のときは、その月の月額報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算することとする。

オ アからエまでにかかわらず、月額報酬を受ける非常勤特別職員（市長が別に定める特別職の職員を除く。）が月の初日（月の途中で就任した場合にあっては、就任の日）から末日（月の途中で退任し、又は死亡した場合にあっては、退任又は死亡の日）までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には、その月の月額報酬を支給しないこととする。

### 3 施行期日

- (1) 2 - (1) 農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた盛岡市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日
- (2) 2 - (2) 平成29年4月1日

盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年10月1日条例第24号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号 盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例 (報酬)</p>	<p>○盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和31年10月1日条例第24号 改正 略 盛岡市非常勤特別職員の報酬および費用弁償に関する条例 (報酬)</p>
<p>第1条 特別職の職員の非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>第2条 月額報酬を受ける特別職の職員の月額報酬は、月の初日から末日までの期間につき、その全額を支給する。</p> <p>2 新たに月額報酬を受ける特別職の職員となつた者には、その日から月額報酬を支給する。ただし、退職した国家公務員又は地方公務員が即日月額報酬を受ける特別職の職員となつたときは、その日の翌日から月額報酬を支給する。</p> <p>3 月額報酬を受ける特別職の職員が退職したときは、その日まで月額報酬を支給する。</p> <p>4 月額報酬を受ける特別職の職員が死亡したときは、その月まで月額報酬を支給する。</p> <p>第2項又は第3項の規定により月額報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の月額報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、月額報酬を受ける特別職の職員（市長が別に定める特別職の職員を除く。）が月の初日（月の途中で就任した場合にあつては、就任の日）から末日（月の途中で退職し、又は死亡した場合</p>	<p>第1条 特別職の職員の非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>第2条 月額報酬を受ける特別職の職員の 報酬は、就任の月から退職の月まで 支給する。ただし、退職の日の属する月の途中で再任された場合には、再任に係る月分の報酬は、支給しない。</p>

改正後	改正前
<p>にあつては、退職又は死亡の日）までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合には、その月の月額報酬は、支給しない。</p> <p>2 年額報酬を受ける特別職の職員が、年度途中で就任し、又は退職し、若しくは死亡した場合における当該年度の年額報酬については、就任の場合にあつては就任の月（退職の月に再任された特別職の職員の場合には、当該再任された月の翌月）から、退職又は死亡の場合にあつては退職又は死亡の月までの月割によつて算定した額による。</p> <p>第3条 第2条の規定にかかわらず、議会の議員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第2項の附属機関を組織する委員その他の構成員に就任した場合（議会の推薦を受けて就任した場合に限る。）は、その就任した委員その他の構成員として受けるべき報酬は支給しない。 (費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>第5条 旅行命令権者は、予算又はその他の事情により前条の規定にかかわらず支給すべき旅費を打切り支給することができるものとする。 (規則への委任)</p> <p>第6条 この条例の実施に関し、必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略 附 則 (平成29年条例第 号)</p> <p>この条例中第2条第1項及び第2項の改正規定並びに同項を同条第7項とし、同条第1項の次に5項を加える改正規定は平成29年4月1日から、別表改正規定は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第3号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた盛岡市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全て</p>	<p>2 年額報酬を受ける特別職の職員が、年度途中で就任し、又は退職した 場合における当該年度の 報酬については、就任の場合にあつては就任の月（退職の月に再任された特別職の職員の場合には、当該再任された月の翌月）から、退職 の場合にあつては退職 月までの月割によつて算定した額による。</p> <p>第3条 第2条の規定にかかわらず、議会の議員が地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第2項の附属機関を組織する委員その他の構成員に就任した場合（議会の推薦を受けて就任した場合に限る。）は、その就任した委員その他の構成員として受けるべき報酬は支給しない。 (費用弁償)</p> <p>第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>第5条 旅行命令権者は、予算又はその他の事情により前条の規定にかかわらず支給すべき旅費を打切り支給することができるものとする。 (規則への委任)</p> <p>第6条 この条例の実施に関し、必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

改正後				改正前			
なくなったときは、そのなくなった日)の翌日から施行する。				別表(第1条、第4条関係)			
別表(第1条、第4条関係)				別表(第1条、第4条関係)			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
教育委員会	委員	月額 94,800円	副市長に支給	教育委員会	委員	月額 94,800円	副市長に支給
選挙管理委員会	委員長	月額 72,200円	する旅費と同一の額	選挙管理委員会	委員長	月額 72,200円	する旅費と同一の額
	委員	月額 42,800円			委員	月額 42,800円	
	補充員	日額 9,600円			補充員	日額 9,600円	
監査委員	意見を有する者のうちから選任された者	月額 117,400円		監査委員	意見を有する者のうちから選任された者	月額 117,400円	
	議会の議員のうちから選任された者	月額 59,300円			議会の議員のうちから選任された者	月額 59,300円	
公平委員会	委員長	日額 12,700円		公平委員会	委員長	日額 12,700円	
	委員	日額 11,600円			委員	日額 11,600円	
農業委員会	会長	月額 72,200円		農業委員会	会長	月額 72,200円	
		年額 予算の範囲内で市長が定める額				年額 予算の範囲内で市長が定める額	
	会長の職務代理者	月額 46,400円			会長の職務代理者及び	月額 46,400円	
		年額 予算の範囲内で市長が定める額			部会長		
委員	月額 42,800円			委員	月額 42,800円		
	年額 予算の範囲内で市長が定める額				年額 予算の範囲内で市長が定める額		

改正後				改正前			
	農地利用最適化推進委員	月額 32,100円					
		年額 予算の範囲内で市長が定める額					
固定資産評価審査委員会	委員長	日額 11,600円		固定資産評価審査委員会	委員長	日額 11,600円	
	委員	日額 10,600円			委員	日額 10,600円	
前各項以外のもので法令又は条例若しくは規則により設置された委員会等の委員その他非常勤の職員		予算の範囲内で日額、月額又は年額として定められた額	副市長に支給する旅費と同一の額の範囲内で市長の定める額	前各項以外のもので法令又は条例若しくは規則により設置された委員会等の委員その他非常勤の職員		予算の範囲内で日額、月額又は年額として定められた額	副市長に支給する旅費と同一の額の範囲内で市長の定める額
備考 農業委員会の特別職の職員に対しては、月額の報酬及び年額の報酬のいずれも支給する。							

議案第 19 号

盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

通算退職年金、通算遺族年金及び遺族扶助料の額の改定を、平成29年4月分以降、それぞれ地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による通算退職年金若しくは通算遺族年金又は恩給法（大正12年法律第48号）の規定による扶助料の額の改定の例により行おうとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年条例第36号）
- (2) 盛岡市職員恩給条例等の一部を改正する条例（平成19年条例第54号）

3 改正の内容

- (1) 昭和37年11月30日以前に退職した職員に係る通算退職年金で平成29年3月31日において現に支給されているものの額及び昭和37年11月30日以前に退職した職員に係る通算退職年金に係る通算遺族年金の額については、平成29年4月分以降、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による通算退職年金の額又は通算遺族年金の額が改定された場合に、それぞれその改定の例により算出して得た額に改定するものとする。（上記2(1)）
- (2) 職員の遺族に支給する遺族扶助料の年額については、平成29年4月分以降、恩給法（大正12年法律第48号）の規定による扶助料の年額が改定された場合に、その改定の例により算出して得た年額に改定するものとする。（上記2(2)）

4 施行期日

平成29年4月1日

5 恩給受給者数

- (1) 通算退職年金 2名
- (2) 遺族扶助料 1名

【第1条】盛岡市職員恩給条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号 附則(昭和51年条例第36号) 改正略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>第1条から第43条まで 略 (平成29年度以降における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)</p> <p>第44条 昭和37年11月30日以前の通算退職年金で平成29年3月31日において現に支給されているもの(以下「恩給条例による通算退職年金」という。)については、同年4月分以降、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第82条第2項の規定による通算退職年金(以下「旧共済法による通算退職年金」という。)の額が改定された場合には、恩給条例による通算退職年金の額を、旧共済法による通算退職年金の額の改定の例により算出して得た額に改定する。</p> <p>2 昭和37年11月30日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金(以下「恩給条例による通算遺族年金」という。)については、平成29年4月分以降、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第98条第1項の規定による通算遺族年金(以下「旧共済法による通算遺族年金」という。)の額が改定された場合には、恩給条例による通算遺族年金の額を、旧共済法による通算遺族年金の額の改定の例により算出して得た額に改定する。</p> <p>附則別表第1から附則別表第18まで 略 附則 略 附則(平成29年条例第 号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号 附則(昭和51年条例第36号) 改正略</p> <p>第1条から第43条まで 略</p> <p>附則別表第1から附則別表第18まで 略 附則 略</p>

【第2条】盛岡市職員恩給条例の一部を改正する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号 附則(平成19年条例第54号) 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>第1条 略 (退職料及び遺族扶助料の年額の改定)</p> <p>第2条 平成19年10月から平成29年3月までの分として職員に支給する退職料又はその遺族に支給する遺族扶助料については、 これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ調整改定率(恩給法(大正12年法律第48号)第65条第2項に規定する調整改定率をいう。)を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の盛岡市職員恩給条例(改正後の昭和41年条例第36号附則その他恩給に関する条例を含む。)の規定によって算出して得た年額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)に改定する。</p> <p>2 平成29年4月以降の分として職員の遺族に支給する遺族扶助料については、恩給法第73条第1項の規定による扶助料の年額が改定された場合には、遺族扶助料の年額を、当該扶助料の年額の改定の例により算出して得た年額に改定する。</p> <p>第3条から第5条まで 略 附則 略 附則(平成29年条例第 号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市職員恩給条例 昭和25年1月1日条例第1号 附則(平成19年条例第54号)</p> <p>第1条 略 (退職料及び遺族扶助料の年額の改定)</p> <p>第2条 職員に支給する退職料又はその遺族に支給する遺族扶助料については、平成19年10月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ調整改定率(恩給法(大正12年法律第48号)第65条第2項に規定する調整改定率をいう。)を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の盛岡市職員恩給条例(改正後の昭和41年条例第36号附則その他恩給に関する条例を含む。)の規定によって算出して得た年額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)に改定する。</p> <p>第3条から第5条まで 略 附則 略</p>

議案第 20 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限及び法人市民税の法人税割の税率を改めるとともに、3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割を創設するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

住宅借入金等特別税額控除について、居住年に係る適用期限を2年延長し、平成33年12月31日までとする。

(2) 法人市民税関係

法人税割の税率を引き下げる。

【改正前】 12.1% 【改正後】 8.4%

(3) 軽自動車税関係

ア 現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割とする。

イ 3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を創設し、その納税義務者、課税標準等を次のとおりとする。

(7) 納税義務者 3輪以上の軽自動車の取得者とする。

(i) 課税標準 次のとおりとする。

区分	課税標準
初めて車両番号の指定を受ける3輪以上の軽自動車	当該3輪以上の軽自動車を通常取引の条件に従って自動車等の販売業者から取得した場における当該3輪以上の軽自動車の販売価額に相当する金額
上記以外の3輪以上の軽自動車	当該3輪以上の軽自動車は初めて車両番号の指定を受けたときにおける上記の金額に、当該指定を受けた日の属する年の1月1日から起算した期間に応じて総務大臣が定める割合を乗じて得た額

(ウ) 税率 次のとおりとする。

区分	税率
エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上である等の条件を満たす3輪以上の軽自動車	1.0%（営業用のものにあつては、当分の間0.5%とする。）
エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上である等の条件を満たす3輪以上の軽自動車	2.0%（営業用のものにあつては、当分の間1.0%とする。）
上記以外の3輪以上の軽自動車	3.0%（自家用のものにあつては2.0%、営業用のものにあつては当分の間2.0%とする。）

(イ) 徴収方法 申告納付の方法により徴収するものとする。

(ロ) 賦課徴収は、当分の間、岩手県が行うものとする。

ウ 一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の軽減措置の適用期限を1年延長し、平成28年度中に初回車両番号指定を受けた場合の3輪以上の軽自動車に当該軽減措置を適用する。

### 3 施行期日

- (1) 2-(1) 公布の日
- (2) 2-(3) -ウ 平成29年4月1日
- (3) 2-(2) 及び2-(3) -ア・イ 平成31年10月1日

【第1条】盛岡市市税条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略
盛岡市市税条例 目次及び第1条から第37条まで 略 (市民税の申告等)	盛岡市市税条例 目次及び第1条から第37条まで 略 (市民税の申告等)
第38条 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人)に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給	第38条 第26条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する <u>仮認定特定非営利活動法人</u> )に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給

改正後	改正前
与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。	与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。
2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により市長が定める。	2 前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により市長が定める。
3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。	3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。
4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。	4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。
5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。	5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。
6 第26条第1項第1号の者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。	6 第26条第1項第1号の者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家庭数の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第26条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第38条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第5条の3まで 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p>	<p>7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第26条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家庭数の所在その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第26条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>第38条の2から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第5条の3まで 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p>

改正後	改正前										
<p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。</p> <p>第5条の4から第13条まで 略</p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、<u>次表</u>の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="135 2033 766 2098"> <tr> <td rowspan="2">第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	<p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第38条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の2第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1項」とする。</p> <p>第5条の4から第13条まで 略</p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第13条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第75条の規定の適用については、当分の間、<u>次の表</u>の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="837 2033 1468 2098"> <tr> <td rowspan="2">第75条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> </table>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円
第75条第2号ア		3,900円	4,600円								
	6,900円	8,200円									
第75条第2号ア	3,900円	4,600円									
	6,900円	8,200円									

改正後			改正前		
	1万800円	1万2,900円		1万800円	1万2,900円
	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第75条第2号ア	3,900円	1,000円	第75条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円		1万800円	2,700円
	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第75条第2号ア	3,900円	2,000円	第75条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円		6,900円	3,500円
	1万800円	5,400円		1万800円	5,400円
	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる 3輪以上の軽自動車（前項の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に</p>			<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の適用を受けるものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に</p>		

改正後			改正前		
<p>初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第75条第2号ア	3,900円	3,000円	第75条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円		1万800円	8,100円
	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円
<p>第14条から第38条まで 略 附 則 略 附 則（平成29年条例第 号） （施行期日）</p>			<p>第14条から第38条まで 略 附 則 略</p>		
<p>第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p>					
<p>(1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日</p>					
<p>(2) 第1条中盛岡市市税条例第38条第1項及び附則第13条の2第2項から第4項までの改正規定並びに附則第3条第1項の規定 平成29年4月1日</p>					
<p>(3) 第2条から第4条までの規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日</p>					
<p>第2条 略 （軽自動車税に関する経過措置）</p>					
<p>第3条 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例附則第13条の2第2項から第4項までの規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。</p>					
<p>2 略 略</p>					

【第2条】盛岡市市税条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第15条まで 略 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第16条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5(第45条の13の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4の4第1項(第45条の4の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の5第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第45条の13、第58条、<u>第74条の5第1項</u>、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第118条の10第1項、第123条第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に<del>応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)</del>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5、第45条の4の4第1項、第45条の13、第58条、第76条第2項、第94条第2項、第123条第3項又は第144条の納期限後に納付し、又は納入する税額</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第15条まで 略 (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第16条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5(第45条の13の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の4の4第1項(第45条の4の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条の5第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第45条の13、第58条、<del>第74条の5第1項</del>、第76条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項、第118条の10第1項、第123条第3項又は第144条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に<del>応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに定める期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)</del>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 第41条、第45条の2、第45条の2の2若しくは第45条の2の5、第45条の4の4第1項、第45条の13、第58条、第76条第2項、第94条第2項、第123条第3項又は第144条の納期限後に納付し、又は納入する税額</p>

改正後	改正前
<p>当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (2) <u>第74条の5第1項、第90条第1項</u>若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第74条の5第1項、第90条第1項</u>若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 (6) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 第17条から第36条の3まで 略 (法人税割の税率) 第36条の4 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。 第36条の5から第72条まで 略 (軽自動車税の納税義務者等) 第73条 軽自動車税は、<u>3輪以上の軽自動車</u>に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に現性能割率によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、<u>法第443条第2項に規定する者</u>を含まないものとする。</p>	<p>当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (2) <del>第90条第1項</del>若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <del>第90条第1項</del>若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 (5) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 (6) 第45条の5第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日 第17条から第36条の3まで 略 (法人税割の税率) 第36条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。 第36条の5から第72条まで 略 (軽自動車税の納税義務者等) 第73条 軽自動車税は、<u>原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下、軽自動車税について「軽自動車等」という。)</u>に対し、その所有者に課する。 2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該</p>

改正後	改正前
<p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</p> <p><u>(軽自動車税のみならず課税)</u></p> <p>第73条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p><u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u></p>	<p><u>軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて、軽自動車税を課することができない者である場合においては、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。</p> <p><u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u></p>

改正後	改正前
<p>第74条 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p>第74条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p>第74条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの <u>100分の1</u></p> <p>(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの <u>100分の2</u></p> <p>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの <u>100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p>第74条の4 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p>第74条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p>第74条の6 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告</p>	<p>第74条 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p><u>(軽自動車税の課税免除)</u></p> <p>第74条の2 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p>

改正後	改正前
<p>すべき事項について正当な理由がなくして申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第74条の7 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第81条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要があると認められたものに対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第75条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p>	<p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第75条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額3,700円</p>

改正後	改正前																		
<p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">営業用</th> <th style="text-align: center;">自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用のもの</td> <td style="text-align: center;">年額 6,900円</td> <td style="text-align: center;">年額 1万800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用のもの</td> <td style="text-align: center;">年額 3,800円</td> <td style="text-align: center;">年額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額6,000円</p> <p>(種別割)の賦課期日及び納期)</p> <p>第76条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合は、別に納期を定めることができる。</p> <p>(種別割)の徴収の方法)</p> <p>第77条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(種別割)に関する申告又は報告)</p> <p>第78条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合</p>	区分	営業用	自家用	乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円	貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円	<p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額3,600円</p> <p>(イ) 3輪のもの 年額3,900円</p> <p>(ウ) 4輪以上のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">営業用</th> <th style="text-align: center;">自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用のもの</td> <td style="text-align: center;">年額 6,900円</td> <td style="text-align: center;">年額 1万800円</td> </tr> <tr> <td>貨物用のもの</td> <td style="text-align: center;">年額 3,800円</td> <td style="text-align: center;">年額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額3,600円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円</p> <p>(イ) その他のもの 年額5,900円</p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額6,000円</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第76条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、市長は、特別の事情がある場合は、別に納期を定めることができる。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第77条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(軽自動車税)に関する申告又は報告)</p> <p>第78条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合</p>	区分	営業用	自家用	乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円	貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円
区分	営業用	自家用																	
乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円																	
貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円																	
区分	営業用	自家用																	
乗用のもの	年額 6,900円	年額 1万800円																	
貨物用のもの	年額 3,800円	年額 5,000円																	

改正後	改正前
<p>においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第73条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地</p> <p>(2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所</p> <p>(4) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移管する旨の通知の発送の有無</p> <p>(5) 当該軽自動車等の占有の有無</p> <p>(6) その他市長が必要であると認めた事項</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第79条 正当な理由がなく前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかつた軽自動車等の所有者等又は第73条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第73条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地</p> <p>(2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地</p> <p>(3) 当該軽自動車等に係る賦払金の支払場所</p> <p>(4) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移管する旨の通知の発送の有無</p> <p>(5) 当該軽自動車等の占有の有無</p> <p>(6) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第79条 正当な理由がなく前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかつた軽自動車等の所有者等又は第73条第2項に規定する軽自動車等の売主は、10万円以下の過料に処する。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>第80条 削除</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第81条 市長は、公益のために直接専用する軽自動車等のうち必要があると認めたものに対する種別割及び天災その他特別の事情がある者のうち必要があると認めたものに係る種別割を減免する。</p> <p>2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要であると認めた事項</p> <p>第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。(身体障害者等に対する種別割の減免)</p>	<p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>第80条 削除</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第81条 市長は、公益のために直接専用すると認められる軽自動車等に対する軽自動車税及び天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要と認める者に係る軽自動車税を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 軽自動車等の種別</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(3) 主たる定置場</p> <p>(4) 原動機の型式</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <p>(6) 用途</p> <p>(7) 形状</p> <p>(8) 車両番号又は標識番号</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項</p> <p>第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p>

改正後	改正前
<p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要があると認めたるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別優遇法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免</p>	<p>第81条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該精神障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別優遇法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免</p>

改正後	改正前
<p>を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めたる書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第82条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、市長に対し第78条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認めたる書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたる場合は、この限りでない。</p> <p>2 第73条第3項ただし書又は第74条の規定によつて種別割を課せらるる</p>	<p>を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係</p> <p>(2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係</p> <p>(4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</p> <p>(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認めたる書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第81条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第82条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者は、市長に対し第78条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認めたる書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたる場合は、この限りでない。</p> <p>2 第73条第3項ただし書又は第74条の規定によつて軽自動車税を課せらるる</p>

改正後	改正前
<p>い原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市の区域内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、前項の規定による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第73条第3項ただし書又は第74条の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指示するとともに併せて、その旨を記載した標識交付証明書を交付するものとする。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により、返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。</p> <p>5 第1項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等であつた者は、市長に対し、第78条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市の区域内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。</p>	<p>い原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市の区域内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、前項の規定による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が第73条第3項ただし書又は第74条の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合においては、その標識に表示する標識番号を指示するとともに併せて、その旨を記載した標識交付証明書を交付するものとする。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により、返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に取り付けていなければならない。</p> <p>5 第1項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた後において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等であつた者は、市長に対し、第78条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の標識交付証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市の区域内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び標識交付証明書を返納しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。</p>

改正後	改正前
<p>第83条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第7条の6まで 略</p> <p>(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第8条 次条から<u>附則第12条の2</u>までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) 農地 法附則第17条第1号</p> <p>(2) 宅地等 法附則第17条第2号</p> <p>(3) 住宅用地 法附則第17条第3号</p> <p>(4) 商業地等 法附則第17条第4号</p> <p>(5) 負担水準 法附則第17条第8号イ</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第11条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項</p> <p>第8条の2から第11条まで 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税の特例)</p> <p>第12条 市街化区域農地に係る固定資産税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する前条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とあるのは、「次条第1項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とする。</p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第12条の2 附則第9条若しくは第11条又は前条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第52条に規定する固定資産税の課税標準となるべ</p>	<p>第83条から第150条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第7条の6まで 略</p> <p>(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第8条 次条から<u>附則第13条</u>までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) 農地 法附則第17条第1号</p> <p>(2) 宅地等 法附則第17条第2号</p> <p>(3) 住宅用地 法附則第17条第3号</p> <p>(4) 商業地等 法附則第17条第4号</p> <p>(5) 負担水準 法附則第17条第8号イ</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第11条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)</p> <p>(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項</p> <p>第8条の2から第11条まで 略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税の特例)</p> <p>第12条 市街化区域農地に係る固定資産税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する前条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とあるのは、「次条第1項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とする。</p> <p>(免税点の適用に関する特例)</p> <p>第13条 附則第9条若しくは第11条又は前条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第52条に規定する固定資産税の課税標準となるべ</p>

改正後	改正前						
<p>き額は、附則第9条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、前条の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u></p> <p>第12条の3 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、岩手県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u></p> <p>第12条の4 <u>市長は、当分の間、第74条の7の規定にかかわらず、岩手県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u></p> <p>第12条の5 <u>第74条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「岩手県知事」とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u></p> <p>第12条の6 <u>市は、岩手県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として岩手県に交付する。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</u></p> <p>第13条 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1号</td> <td style="width: 40%;">100分の1</td> <td style="width: 40%;">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	<p>き額は、附則第9条又は第11条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、前条の規定の適用を受ける市街化区域農地（同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p>
第1号	100分の1	100分の0.5					
第2号	100分の2	100分の1					

改正後	改正前																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第3号</td> <td style="width: 40%;">100分の3</td> <td style="width: 40%;">100分の2</td> </tr> </table> <p>2 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第74条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</u></p> <p>第13条の2 <u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法44条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 20%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 40%;">3,900円</td> <td style="width: 40%;">4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第3号	100分の3	100分の2	第75条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<p><u>（軽自動車税_____の税率の特例）</u></p> <p>第13条の2 <u>法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第75条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 20%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 40%;">3,900円</td> <td style="width: 40%;">4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>1万2,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>2 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 20%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 40%;">3,900円</td> <td style="width: 40%;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>1万800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>3 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガ</u></p>	第75条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	1万800円	1万2,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	第75条第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	1万800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第3号	100分の3	100分の2																																			
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																																			
	6,900円	8,200円																																			
	1万800円	1万2,900円																																			
	3,800円	4,500円																																			
	5,000円	6,000円																																			
第75条第2号ア	3,900円	4,600円																																			
	6,900円	8,200円																																			
	1万800円	1万2,900円																																			
	3,800円	4,500円																																			
	5,000円	6,000円																																			
第75条第2号ア	3,900円	1,000円																																			
	6,900円	1,800円																																			
	1万800円	2,700円																																			
	3,800円	1,000円																																			
	5,000円	1,300円																																			

改正後	改正前																														
<p>14条から第38条まで 略 附 則 略 附 則 (平成28年条例第 号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条 (次号に掲げる改正規定を除く。) の規定 公布の日</p>	<p>ソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。) に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 35%;">3,900円</td> <td style="width: 35%;">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の適用を受けるものを除く。)に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第75条第2号ア</td> <td style="width: 35%;">3,900円</td> <td style="width: 35%;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1万800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table> <p>第14条から第38条まで 略 附 則 略</p>	第75条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		1万800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	第75条第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		1万800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第75条第2号ア	3,900円	2,000円																													
	6,900円	3,500円																													
	1万800円	5,400円																													
	3,800円	1,900円																													
	5,000円	2,500円																													
第75条第2号ア	3,900円	3,000円																													
	6,900円	5,200円																													
	1万800円	8,100円																													
	3,800円	2,900円																													
	5,000円	3,800円																													

改正後	改正前
<p>(2) 第1条中盛岡市市税条例第38条第1項及び附則第13条の2第2項から第4項までの改正規定並びに附則第3条第1項の規定 平成29年4月1日</p> <p>(3) 第2条から第4条までの規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>2条 第2条の規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の4の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p>	

【第3条】盛岡市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 平成29年3月 日条例第 号 盛岡市市税条例 目次及び本則 略 附 則（平成26年条例第25号） （施行期日）	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 盛岡市市税条例 目次及び本則 略 附 則（平成26年条例第25号） （施行期日）
第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第3条の規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例第36条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日 (3) 第1条中盛岡市市税条例附則第3条の3の2の改正規定、同条例附則第36条から第37条までを削る改正規定及び同条例附則第38条を附則第36条とし、附則第39条を附則第37条とし、附則第40条を附則第38条とする改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日 (4) 第1条中盛岡市市税条例第75条第2号の改正規定（同号ア（イ）及び（ウ）に係る部分に限る。）並びに附則第3条第1項及び第5項（第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第13条の2に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日 (5) 第1条中盛岡市市税条例第35条第5項、附則第24条の2第1項、附則第25条の5第5項第3号、附則第34条及び附則第35条の2の改正規定並びに次条第2項及び第4項並びに附則第4条第1項の規定 平成28年1月1日 (6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第2項及び第3項、第45条の5第2	第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1) 第3条の規定 公布の日 (2) 第1条中盛岡市市税条例第36条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日 (3) 第1条中盛岡市市税条例附則第3条の3の2の改正規定、同条例附則第36条から第37条までを削る改正規定及び同条例附則第38条を附則第36条とし、附則第39条を附則第37条とし、附則第40条を附則第38条とする改正規定並びに次条第1項の規定 平成27年1月1日 (4) 第1条中盛岡市市税条例第75条第2号の改正規定（同号ア（イ）及び（ウ）に係る部分に限る。）並びに附則第3条第1項及び第5項（第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第13条の2に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日 (5) 第1条中盛岡市市税条例第35条第5項、附則第24条の2第1項、附則第25条の5第5項第3号、附則第34条及び附則第35条の2の改正規定並びに次条第2項及び第4項並びに附則第4条第1項の規定 平成28年1月1日 (6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第2項及び第3項、第45条の5第2

改正後	改正前
項及び第5項、第45条の7の2第1項並びに第75条第1号の改正規定、同条第2号の改正規定（同号ア（イ）及び（ウ）に係る部分を除く。）並びに同条第3号及び附則第13条の2の改正規定並びに次条第6項並びに附則第3条第2項から第4項まで及び第5項（新条例附則第13条の2に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日 (7) 第1条中盛岡市市税条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日 (8) 第2条の規定並びに次条第3項及び附則第4条第2項の規定 平成29年1月1日 (9) 第1条中盛岡市市税条例第49条の4及び第49条の6の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（市民税に関する経過措置）	項及び第5項、第45条の7の2第1項並びに第75条第1号の改正規定、同条第2号の改正規定（同号ア（イ）及び（ウ）に係る部分を除く。）並びに同条第3号及び附則第13条の2の改正規定並びに次条第6項並びに附則第3条第2項から第4項まで及び第5項（新条例附則第13条の2に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日 (7) 第1条中盛岡市市税条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成28年10月1日 (8) 第2条の規定並びに次条第3項及び附則第4条第2項の規定 平成29年1月1日 (9) 第1条中盛岡市市税条例第49条の4及び第49条の6の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日（市民税に関する経過措置）
第2条 新条例附則第3条の3の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 2 新条例第35条第5項及び附則第24条の2第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 第2条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「平成29年新条例」という。）附則第5条の4、第20条及び第24条の2から第25条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例によ	第2条 新条例附則第3条の3の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 2 新条例第35条第5項及び附則第24条の2第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 第2条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「平成29年新条例」という。）附則第5条の4、第20条及び第24条の2から第25条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例によ

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>5 新条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>7 新条例第36条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例第75条第2号（同号ア（イ）及びウ）に係る部分に限る。）の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>新条例第75条第1号、第2号（同号ア（イ）及びウ）に係る部分を除く。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例附則第13条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>4 平成15年10月14日に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車</p>	<p>る。</p> <p>5 新条例第45条の4の2第1項及び第45条の4の5第1項の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>7 新条例第36条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>（軽自動車税に関する経過措置）</p> <p>第3条 新条例第75条第2号（同号ア（イ）及びウ）に係る部分に限る。）の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第75条第1号、第2号（同号ア（イ）及びウ）に係る部分を除く。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例附則第13条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>4 平成15年10月14日に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車</p>

改正後	改正前																																																																		
<p>に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第13条の2の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>5 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る盛岡市市税条例第75条及び附則第13条の2の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第75条第2号</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">号ア</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附則第13条第75条の2第1項の表以外の部分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">附則第13条第75条第2号の2第1項の表</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成26年改正条例附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </table> <p>（国民健康保険税に関する経過措置）</p>	第75条第2号	3,900円	3,100円	号ア	6,900円	5,500円	1万800円	7,200円	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円	附則第13条第75条の2第1項の表以外の部分	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条		附則第13条第75条第2号の2第1項の表	平成26年改正条例附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア			3,900円	3,100円		6,900円	5,500円		1万800円	7,200円		3,800円	3,000円		5,000円	4,000円	<p>に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第13条の2の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。</p> <p>5 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第75条及び新条例附則第13条の2の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">新条例第75条第2号</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">号ア</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新条例附則第13条第75条の2第1項の表以外の部分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新条例附則第13条第75条第2号の2第1項の表</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成26年改正条例附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1万800円</td> <td style="text-align: center;">7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> </tr> </table> <p>（国民健康保険税に関する経過措置）</p>	新条例第75条第2号	3,900円	3,100円	号ア	6,900円	5,500円	1万800円	7,200円	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円	新条例附則第13条第75条の2第1項の表以外の部分	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条		新条例附則第13条第75条第2号の2第1項の表	平成26年改正条例附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア			3,900円	3,100円		6,900円	5,500円		1万800円	7,200円		3,800円	3,000円		5,000円	4,000円
第75条第2号	3,900円	3,100円																																																																	
号ア	6,900円	5,500円																																																																	
	1万800円	7,200円																																																																	
	3,800円	3,000円																																																																	
	5,000円	4,000円																																																																	
附則第13条第75条の2第1項の表以外の部分	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条																																																																		
附則第13条第75条第2号の2第1項の表	平成26年改正条例附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア																																																																		
	3,900円	3,100円																																																																	
	6,900円	5,500円																																																																	
	1万800円	7,200円																																																																	
	3,800円	3,000円																																																																	
	5,000円	4,000円																																																																	
新条例第75条第2号	3,900円	3,100円																																																																	
号ア	6,900円	5,500円																																																																	
	1万800円	7,200円																																																																	
	3,800円	3,000円																																																																	
	5,000円	4,000円																																																																	
新条例附則第13条第75条の2第1項の表以外の部分	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条																																																																		
新条例附則第13条第75条第2号の2第1項の表	平成26年改正条例附則第3条第5項の規定により読み替えて適用される第75条第2号ア																																																																		
	3,900円	3,100円																																																																	
	6,900円	5,500円																																																																	
	1万800円	7,200円																																																																	
	3,800円	3,000円																																																																	
	5,000円	4,000円																																																																	

改正後	改正前
<p>第4条 新条例附則第34条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>第4条 新条例附則第34条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>
<p>2 平成29年新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>2 平成29年新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>
<p><u>附 則（平成29年条例第 号）</u> <u>（施行期日）</u></p>	
<p><u>第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p>	
<p><u>(1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日</u></p>	
<p><u>(2) 第1条中盛岡市市税条例第38条第1項及び附則第13条の2第2項から第4項までの改正規定並びに附則第8条第1項の規定 平成29年4月1日</u></p>	
<p><u>(3) 第2条から第4条までの規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 平成31年10月1日</u></p>	
<p>第2条 略</p>	
<p>第3条 略</p>	

【第4条】盛岡市市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 平成29年3月 日条例第 号	○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正
盛岡市市税条例 目次及び本則 略 附 則（平成27年条例第28号） （施行期日） 第1条から第4条まで 略 （市たばこ税に関する経過措置） 第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 （2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 （3）平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ	盛岡市市税条例 目次及び本則 略 附 則（平成27年条例第28号） （施行期日） 第1条から第4条まで 略 （市たばこ税に関する経過措置） 第5条 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第14条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 （2）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 （3）平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

改正後	改正前
る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第90条第1項 施行規則第34号の2様式 第90条第2項 施行規則第34号の2の2様式 第90条第3項 施行規則第34号の2の6様式 第90条第4項 施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式	第90条第1項 施行規則第34号の2様式 第90条第2項 施行規則第34号の2の2様式 第90条第3項 施行規則第34号の2の6様式 第90条第4項 施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2の様式
地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式
4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接	4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接

改正後		改正前	
<p>管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による申告書を提出した者は、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって、平成28年9月30日までに納付しなければならない。</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第5条第6項、
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第16条第3号	第74条の5第1項、第90条第1項若しくは第2項又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限

改正後		改正前	
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定	地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項の規定
第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項	平成27年改正条例附則第5条第6項
<p>8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造</p>		<p>8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造</p>	

**改正後**

たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

**改正前**

たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第9項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第9項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項

**改正後**

第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

**改正前**

第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において

改正後			改正前		
		て準用する同条第4項			て準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日		平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日	第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第11項の 第5項及び前項	第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第11項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項	第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項	第7項の表第92条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項	第7項の表第93条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項	第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は、同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻

改正後			改正前		
たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。			たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	前項 附則第20条第4項 平成28年5月2日	第13項 附則第20条第14項において準用する同条第4項 平成31年4月30日	第5項	前項 附則第20条第4項 平成28年5月2日	第13項 附則第20条第14項において準用する同条第4項 平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日	第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第13項の 第5項及び前項	第7項の表以外の部分	第4項の から前項まで	第13項の 第5項及び前項
第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第16条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項	第7項の表第16条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第16条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項	第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項	第7項の表第90条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項

改正後			改正前		
第7項の表第92附則第5条第5項 条の2第1項の 項		附則第5条第14項におい て準用する同条第5項	第7項の表第92附則第5条第5項 条の2第1項の 項		附則第5条第14項におい て準用する同条第5項
第7項の表第92附則第5条第6項 条第2項の項		附則第5条第14項におい て準用する同条第6項	第7項の表第92附則第5条第6項 条第2項の項		附則第5条第14項におい て準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項	第8項	第4項	第13項
第6条及び第7条 略 附 則 (平成29年条例第 号) (施行期日):			第6条及び第7条 略		
第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める日から施行する。					
(1) 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日					
(2) 第1条中盛岡市市税条例第38条第1項及び附則第13条の2第2項か ら第4項までの改正規定並びに附則第3条第1項の規定 平成29年4月 1日					
(3) 第2条から第4条までの規定並びに次条並びに附則第3条第2項及 び第3項の規定 平成31年10月1日					
第2条 略					
第3条 略					

## 議案第 21 号

## 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に伴い、大規模な建築物について建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査を開始することから、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

## 2 改正の内容

## (1) 次に掲げる手数料を定める。

## ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る床面積の合計の区分に応じ、次表により算定した額

建築物の非住宅部分の床面積の 合計の区分	手数料の額	
	第3基準適合性判定	第4基準適合性判定
2,000㎡未満	40万 6,000円	16万 1,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	58万円	26万 1,000円
5,000㎡以上 1万㎡未満	71万 4,000円	34万 1,000円
1万㎡以上 2万 5,000㎡未満	84万 4,000円	40万 9,000円
2万 5,000㎡以上	96万 2,000円	48万円

## イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る床面積の合計の区分に応じ、アの表により算定した額

## ウ 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る床面積の合計の区分に応じ、アの表により算定した額

- (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらの職員が職務上必要とする事務に係る手数料であって無料の取扱いをしないものに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料を加える。

### 3 施行期日

平成29年4月1日

### 4 その他

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となるのは、新築又は増改築の後の非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡以上である建築物に係る計画であり、建築確認申請の際に適合判定通知書の添付が義務付けられる。
- (2) 適合性判定区分における第3基準とは、各室の外壁、窓、設備仕様等を詳細に入力して判定する方法（標準入力法・主要室入力法）をいう。適合性判定区分における第4基準とは、国が認定したモデル建築物を用いて各室の外壁、窓、設備仕様等のうち主なものを入力して判定する方法（モデル建物法）をいい、標準入力法・主要室入力法に比べて簡易に判定することができる。

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる手数料は、無料とする。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの</p> <p>(2) 国若しくは地方公共団体又はこれらの職員が職務上必要とするもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）、<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）</u>、<u>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）</u>又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）</u>の規定に基づく事務に係るものを除く。）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたもの</p> <p>第4条から第9条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則（平成29年条例第 号）</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から65の11まで 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から65の11まで 略	略	略	<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる手数料は、無料とする。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの</p> <p>(2) 国若しくは地方公共団体又はこれらの職員が職務上必要とするもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）</p> <p>の規定に基づく事務に係るものを除く。）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたもの</p> <p>第4条から第9条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から65の11まで 略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1から65の11まで 略	略	略
手数料を徴収する事務	名称	金額											
1から65の11まで 略	略	略											
手数料を徴収する事務	名称	金額											
1から65の11まで 略	略	略											

改正後	改正前
<p>65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律</p> <p>第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>65の12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）</p> <p>第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>
<p>65の13 略</p>	<p>65の13 略</p>
<p>65の14 都市の低炭素化の促進に関する法律</p> <p>第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p>	<p>65の14 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）</p> <p>第10条第3項の規定に基づく集約都市開発事業計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査</p>
<p>65の15から65の19まで 略</p>	<p>65の15から65の19まで 略</p>
<p>65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>建築物エネルギー消費性能適合性判定1件につき、次に掲げる特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</p>

改正後		改正前			
<p>規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>		<p>る法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>			
		<p>(1) 床面積の合計が 2,000平方メートル未満のもの 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。65の22の項及び65の24の項において「省令」という。）第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第3基準適合性」という。）に係る建築物エネルギー消費性能</p>			

改正後		改正前			
		<p>適合性判定にあつては40万6,000円、同号ロに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「第4基準適合性」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては16万1,000円</p>			
		<p>(2) 床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては58万円、第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては26万1,000円</p>			
		<p>(3) 床面積の合計が 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては71万4,000</p>			

改正後			改正前		
		<p>円、第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては34万1,000円</p> <p>(4) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 第3基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては84万4,000円、第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては40万9,000円</p> <p>(5) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 第3基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては96万2,000円、第4基準適合性に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあっては48万円</p>			
65の21	建築物のエネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更	建築物エネルギー消費性能適合性判定1件につ		

改正後			改正前		
<p>の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	更手数数料	<p>き、65の20の項の右欄各号に掲げる特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に応じ、当該各号に定める額</p>			
<p>65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分をも有しないものに限る。以下この項から</p>	<p>65の20 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、第1号に定める額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額）</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分をも有しないものに限る。以下この項から</p>

改正後		改正前	
	<p>65の24の項までにおいて同じ。)又は複合建築物(省令</p> <p>第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に</p>		<p>65の22の項までにおいて同じ。)又は複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から65の22の項までにおいて「省令」という。))第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。)であって住戸の数が1であるものの住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。)次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に</p>

改正後		改正前	
	<p>定める額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) 略</p> <p>ウ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下</p>		<p>定める額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。)(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(エ) 略</p> <p>ウ 非住宅建築物(省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下</p>

改正後			改正前		
		<p>この項から65の24の項までにおいて同じ。)又は複合建築物の非住宅部分</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあっては25万1,000円(適合証の提出がある場合</p>			<p>この項から65の22の項までにおいて同じ。)又は複合建築物の非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から65の22の項までにおいて同じ。)</p> <p>次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあっては25万1,000円(適合証の提出がある場合</p>

改正後			改正前		
		<p>にあっては、1万1,000円)、<u>同号イ(2)及びロ(2)</u>に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)に係る認定申請にあっては9万6,000円(適合証の提出がある場合)にあっては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 略 (ウ) 略 (エ) 略 (オ) 略 (カ) 略</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の23の項において同</p>			<p>にあっては、1万1,000円)、<u>省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)</u>に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)に係る認定申請にあっては9万6,000円(適合証の提出がある場合)にあっては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 略 (ウ) 略 (エ) 略 (オ) 略 (カ) 略</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の2の建築設備をいう。65の21の項において同</p>

改正後			改正前		
		じ。)及び工作物 (同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額			じ。)及び工作物 (同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の21の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額
65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額	65の21 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、第1号に定める額 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

改正後			改正前		
		ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額 イ 共同住宅等(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、			ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であって住戸の数が1であるものの住宅部分 65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額 イ 共同住宅等(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であって住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の20の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、

改正後			改正前		
		<p>それぞれ<u>65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)まで</u>に定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 <u>65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)まで</u>に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ<u>65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)まで</u>に定める額</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。)次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は</p>			<p>それぞれ<u>65の20の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)まで</u>に定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 <u>65の20の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)まで</u>に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ<u>65の20の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)まで</u>に定める額</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。)次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は</p>

改正後			改正前		
		<p>(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては<u>65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)</u>に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ<u>65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)</u>に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては<u>65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)まで</u>に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それ</p>			<p>(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては<u>65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)</u>に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ<u>65の20の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)</u>に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては<u>65の20の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)まで</u>に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それ</p>

改正後			改正前		
		<p>右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(2) 略</p>			<p>右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 65の20の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の20の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(2) 略</p>
65の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	<p>認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

改正後			改正前		
		<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>第3基準適合性</u></p> <p>_____に係る認定申請にあつては25万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)、<u>第4基準適合性</u></p> <p>_____に係る認定申請にあつては9万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p>			<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの <u>省令第1条第1項第1号イに定める基準への適合性</u>(以下この項において「<u>第3基準適合性</u>」という。)に係る認定申請にあつては25万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)、<u>省令第1条第1項第1号ロに定める基準への適合性</u>(以下この項において「<u>第4基準適合性</u>」という。)に係る認定申請にあつては9万6,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円)</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p>

改正後			改正前		
		(4) 略			(4) 略
65の25 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく同令第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	証明事項1件につき、65の20の項の右欄各身に掲げる特定建築行為に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計（8の項の右欄の規定により算定した面積）の区分に依り、当該各身に定める額			
66から75まで 略	略	略	66から75まで 略	略	略

議案第 22 号

盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

訪問サービス及び通所サービスに係る手数料の額の算定の基準を改めるとともに、市が提供する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護並びに訪問サービスの廃止に伴い、これらに係る手数料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 市が提供する訪問介護及び介護予防訪問介護に係る手数料を廃止する。
- (2) 訪問サービスを法第8条第2項に規定する訪問介護に準じて行うこととする。
- (3) 訪問サービスの手数料の額の算定に、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める訪問サービスに要する費用の額を用いることとする。
- (4) 通所サービスを法第8条第7項に規定する通所介護及び同条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）に準じて行うこととする。
- (5) 通所サービスの手数料の額の算定に、法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める通所サービスに要する費用の額を用いることとする。
- (6) 訪問サービスに係る手数料を廃止する。

3 施行期日

- (1) 2-(1) から2-(5) まで 公布の日
- (2) 2-(6) 平成29年4月1日

4 その他

2-(2) , 2-(3) , 2-(4)（地域密着型通所介護に係る部分を除く。）及び2-(5)（法第42条の2第2項第2号に係る部分を除く。）は平成18年4月1日から適用し、2-(4)（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）及び2-(5)（法第42条の2第2項第2号に係る部分に限る。）は平成28年4月1日から適用する。

【第1条】盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（施行日：公布の日）

改正後	改正前
<p>○盛岡市訪問サービス及び通所サービス手数料条例 平成12年3月30日条例第9号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号 盛岡市訪問サービス及び通所サービス手数料条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、訪問サービス及び通所サービスに係る手数料(以下「手数料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「訪問サービス」とは、市が提供する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する訪問介護に準じて行う福祉サービスをいう。</p> <p>2 この条例において「通所サービス」とは、市が提供する法第8条第7項に規定する通所介護及び同条第17項に規定する地域密着型通所介護に準じて行う福祉サービスをいう。 (手数料の徴収等)</p>	<p>○盛岡市訪問介護等 手数料条例 平成12年3月30日条例第9号 改正 略 盛岡市訪問介護等 手数料条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、訪問介護等 に係る手数料(以下「手数料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 訪問介護 市が提供する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する訪問介護をいう。</p> <p>(2) 介護予防訪問介護 市が提供する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。</p> <p>(3) 訪問サービス 市が提供する介護予防訪問介護に準じて行う福祉サービスをいう。</p> <p>(4) 通所サービス 市が提供する整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に準じて行う福祉サービスをいう。 (手数料の徴収等)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 訪問サービス又は通所サービスを受けた者から手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 訪問サービス又は通所サービスを受けた者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定により支援給付を受けている者と同じの世帯に属する者である場合 無料</p> <p>(2) 訪問サービス又は通所サービスを受けた者を法第7条第3項に規定する要介護者であるとした場合において、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第1項の規定により算定した当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者の所得の額が同条第2項に定める額以上であるとき(同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合並びに前号に掲げる場合を除く。) 法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める訪問サービス又は通所サービスに要する費用の 額(以下「算定額」という。)に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 前2号 に掲げる場合以外の場合 算定額に100分の10を乗じて得た額 (納付時期)</p>	<p>第3条 訪問介護、介護予防訪問介護、訪問サービス又は通所サービスを受けた者から手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 訪問介護又は介護予防訪問介護を提供する場合 法第41条第4項第1号又は整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める額により算定した額</p> <p>(2) 訪問サービス又は通所サービスを提供する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定により支援給付を受けている者と同じの世帯に属する者である場合 無料</p> <p>イ 当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者を法第7条第4項に規定する要支援者であるとした場合において、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第29条の2第1項の規定により算定した当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者の所得の額が同条第2項に定める額以上であるとき(同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合並びにアに掲げる場合を除く。) 当該訪問サービス又は通所サービスを受けた者を当該要支援者であるとした場合における整備法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(以下「算定額」という。)に100分の20を乗じて得た額</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 算定額に100分の10を乗じて得た額 (納付時期)</p>



【第2条】盛岡市訪問介護等手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（施行日：平成29年4月1日）

改正後	改正前
<p>○盛岡市 <u>通所サービス手数料条例</u> 平成12年3月30日条例第9号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号 盛岡市 <u>通所サービス手数料条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>通所サービス</u>に係る手数料(以下「手数料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>通所サービス</u>」とは、市が提供する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第7項に規定する通所介護及び同条第17項に規定する地域密着型通所介護に準じて行う福祉サービスをいう。 (手数料の徴収等)</p> <p>第3条 <u>通所サービス</u>を受けた者から手数料を徴収する。 2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>通所サービス</u>を受けた者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自</p>	<p>○盛岡市訪問サービス及び通所サービス手数料条例 平成12年3月30日条例第9号 改正 略 盛岡市訪問サービス及び通所サービス手数料条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>訪問サービス及び通所サービス</u>に係る手数料(以下「手数料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>訪問サービス</u>」とは、市が提供する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する訪問介護に準じて行う福祉サービスをいう。</p> <p>第2条 この条例において「<u>通所サービス</u>」とは、市が提供する法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第7項に規定する通所介護及び同条第17項に規定する地域密着型通所介護に準じて行う福祉サービスをいう。 (手数料の徴収等)</p> <p>第3条 <u>訪問サービス又は通所サービス</u>を受けた者から手数料を徴収する。 2 前項の手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>訪問サービス又は通所サービス</u>を受けた者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自</p>

改正後	改正前
<p>立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定により支援給付を受けている者と同一の世帯に属する者である場合 無料 (2) <u>通所サービス</u>を受けた者を法第7条第3項に規定する要介護者であるとした場合において、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第1項の規定により算定した当該<u>通所サービス</u>を受けた者の所得の額が同条第2項に定める額以上であるとき(同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合並びに前号に掲げる場合を除く。) 法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める<u>通所サービス</u>に要する費用の額(以下「算定額」という。)に100分の20を乗じて得た額 (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 算定額に100分の10を乗じて得た額 (納付時期)</p> <p>第4条 手数料は、<u>通所サービス</u>の提供を受けた都度納付しなければならない。 (領収書の交付)</p> <p>第5条 市長は、手数料を徴収したときは、領収書を交付しなければならない。 (手数料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。 (委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略 附 則 (平成29年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29</p>	<p>立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の規定により支援給付を受けている者と同一の世帯に属する者である場合 無料 (2) <u>訪問サービス又は通所サービス</u>を受けた者を法第7条第3項に規定する要介護者であるとした場合において、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2第1項の規定により算定した当該<u>訪問サービス又は通所サービス</u>を受けた者の所得の額が同条第2項に定める額以上であるとき(同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合並びに前号に掲げる場合を除く。) 法第41条第4項第1号及び第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が定める<u>訪問サービス又は通所サービス</u>に要する費用の額(以下「算定額」という。)に100分の20を乗じて得た額 (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 算定額に100分の10を乗じて得た額 (納付時期)</p> <p>第4条 手数料は、<u>訪問サービスの提供を受けた場合にあっては納入通知書の指定する期限までに、通所サービスの提供を受けた場合にあってはその都度納付</u>しなければならない。 (領収書の交付)</p> <p>第5条 市長は、手数料を徴収したときは、領収書を交付しなければならない。 (手数料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。 (委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則 略</p>

改正後	改正前
年4月1日から施行する。 2から4まで略	

議案第 23 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

基金に属する山林の一部を売却したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

基金に属する財産の一部を次のように改める。

所在	面積 (ヘクタール)	
	改正前	改正後
盛岡市厨川一丁目 289番 1, 289番 3 及び 289番15	0.29	0.28

3 施行期日

公布の日

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市財政調整基金条例 昭和40年3月29日条例第21号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市財政調整基金条例</p> <p>第1条 略 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 山林 イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 ロ 別表第2に掲げる土地(その上にある立木を除く。) ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木 ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 山林の売却代金(市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。)、積立金、基金に届入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第7条まで 略 附 則 略 附 則(平成29年条例第 号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>面積(ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市新庄字貝田75番2</td> <td>123.06</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6</td> <td>117.97</td> </tr> </tbody> </table>	所在	面積(ヘクタール)	盛岡市新庄字貝田75番2	123.06	盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97	<p>○盛岡市財政調整基金条例 昭和40年3月29日条例第21号 改正 略</p> <p>盛岡市財政調整基金条例</p> <p>第1条 略 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 山林 イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 ロ 別表第2に掲げる土地(その上にある立木を除く。) ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木 ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 山林の売却代金(市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。)、積立金、基金に届入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第7条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>面積(ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市新庄字貝田75番2</td> <td>123.06</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6</td> <td>117.97</td> </tr> </tbody> </table>	所在	面積(ヘクタール)	盛岡市新庄字貝田75番2	123.06	盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97
所在	面積(ヘクタール)												
盛岡市新庄字貝田75番2	123.06												
盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97												
所在	面積(ヘクタール)												
盛岡市新庄字貝田75番2	123.06												
盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97												

改正後	改正前
盛岡市上米内字畑1番の5	19.74
盛岡市根田茂第7地割71番2,71番3,71番4,71番5,71番6,71番14,71番19及び71番20	45.03
盛岡市根田茂第8地割76番1	53.64
盛岡市根田茂第8地割62番1	11.22
盛岡市築川第7地割3番3	92.95
盛岡市砂子沢第1地割1番1	22.52
盛岡市川目第15地割1番13の内,1番16,1番28,1番34,3番3,3番8,3番9,3番10,3番11,3番14及び36番2の内	32.06
盛岡市川目第16地割145番1	
盛岡市上堂四丁目49番の2及び49番の3	1.45
盛岡市厨川一丁目289番1,289番3及び289番15	0.28
盛岡市三ツ割字榎石72番の4	2.15
盛岡市築川第7地割30番1	96.99
盛岡市繁字水沢1番の2及び1番の3	49.28
盛岡市猪去細越15番の9の内	3.67
盛岡市上田字岩嶋14番の1	1.07
盛岡市岩嶋町14番の3	
盛岡市川又字宇登3番1,3番2及び3番4	12.12
盛岡市藪川字大の平96番1及び96番5	
盛岡市藪川字大の平31番1の内	43.14

  

所在	面積(ヘクタール)
盛岡市新庄字貝田75番の5	6.22
盛岡市猪去細越15番の9の内	14.13

  

所在	面積(ヘクタール)
盛岡市新庄字貝田75番の5	6.22
盛岡市猪去細越15番の9の内	14.13

改正後		改正前	
別表第3 (第2条関係)		別表第3 (第2条関係)	
所在	面積 (ヘクタール)	所在	面積 (ヘクタール)
盛岡市上田字北山14番の1	1.50	盛岡市上田字北山14番の1	1.50
別表第4 (第2条関係)		別表第4 (第2条関係)	
所在	面積 (ヘクタール)	所在	面積 (ヘクタール)
盛岡市新庄字中津川5番の2,6番及び7番	42.89	盛岡市新庄字中津川5番の2,6番及び7番	42.89
盛岡市新庄字中津川34番	128.66	盛岡市新庄字中津川34番	128.66
盛岡市新庄字貝田72番の1及び72番の2の内	67.03	盛岡市新庄字貝田72番の1及び72番の2の内	67.03
盛岡市新庄字貝田75番の1内	5.22	盛岡市新庄字貝田75番の1内	5.22
盛岡市新庄字貝田75番の3	16.53	盛岡市新庄字貝田75番の3	16.53
盛岡市築川第2地割52番	27.17	盛岡市築川第2地割52番	27.17
盛岡市築川第6地割62番2	10.90	盛岡市築川第6地割62番2	10.90
盛岡市築川第7地割3番2の内	88.00	盛岡市築川第7地割3番2の内	88.00
盛岡市築川第7地割4番	67.92	盛岡市築川第7地割4番	67.92
盛岡市築川第4地割26番2	16.84	盛岡市築川第4地割26番2	16.84
盛岡市新庄字銭掛52番の2及び52番の3	37.63	盛岡市新庄字銭掛52番の2及び52番の3	37.63

議案第 24 号

盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）の改正に伴い、盛岡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の任期を定めようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の任期を3年とする。

3 施行期日

平成29年4月1日

盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例 平成18年3月29日条例第17号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）の規定に基づき、並びに法を施行するため必要な事項を定めるものとする。 (審査会の委員の定数等)</p> <p>第2条 法第15条の規定により設置する盛岡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数は、15人とする。 2 令第5条第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。 3 法令及び前2項に定めるもののほか、盛岡市障害者介護給付費等支給審査会に関し必要な事項は、市長が定める。 (罰則)</p> <p>第3条 正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第4条 正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、</p>	<p>○盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例 平成18年3月29日条例第17号 改正 略</p> <p>盛岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）の規定に基づき、及び法を施行するため必要な事項を定めるものとする。 (審査会の委員の定数等)</p> <p>第2条 法第15条の規定により設置する盛岡市障害者介護給付費等支給審査会の委員の定数は、15人とする。</p> <p>2 法令及び前項に定めるもののほか、盛岡市障害者介護給付費等支給審査会に関し必要な事項は、市長が定める。 (罰則)</p> <p>第3条 正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第4条 正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、</p>

改正後	改正前
<p>妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第5条 法第24条第2項又は第25条第2項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。 附 則 略 附 則 (平成29年条例第 号) この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第5条 法第24条第2項又は第25条第2項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。 附 則 略</p>

議案第 25 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山三丁目アパート2号館を設置しようとするものである。

2 改正の内容

別表に市営青山三丁目アパート2号館を加える。

3 施行期日

平成29年5月1日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略 附 則（平成29年条例第 号） この条例は、平成29年5月1日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p>					<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略</p> <p>盛岡市市営住宅条例 盛岡市市営住宅条例（昭和35年条例第32号）の全部を改正する。 目次、第1条及び第2条 略 （設置） 第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>				
名称	位置	竣(しゆん)工年 度	戸数	構造	名称	位置	竣(しゆん)工年 度	戸数	構造
略									
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12(うち 身体障害者 用住宅 1)	中層耐火3階 建	市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12(うち 身体障害者 用住宅 1)	中層耐火3階 建
市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12(うち 身体障害者 用住宅	中層耐火3階 建	市営青山一丁目ア パート2号館	盛岡市青山一丁目	平6	12(うち 身体障害者 用住宅	中層耐火3階 建

改正後					改正前				
			1)					1)	
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16(うち 身体障害者 用住宅 1)	中層耐火4階 建	市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16(うち 身体障害者 用住宅 1)	中層耐火4階 建
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 建	市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 建	市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32	中層耐火5階 建
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24	中層耐火4階 建
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建	市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート2号館	盛岡市青山三丁目	平29	32(うち 身体障害者 用住宅 1)	中層耐火4階 建					
市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36(うち 身体障害者 用住宅 1)	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート3号館	盛岡市青山三丁目	平28	36(うち 身体障害者 用住宅 1)	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36(うち 身体障害者 用住宅 1)	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36(うち 身体障害者 用住宅 1)	中層耐火4階 建
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48(うち 身体障害者 用住宅	中層耐火4階 建	市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48(うち 身体障害者 用住宅	中層耐火4階 建

改正後					改正前				
			1)				1)		
市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁 目	昭46	32 (うち 身体障害 者用住宅 4)	中層耐火5階 建	市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁 目	昭46	32 (うち 身体障害 者用住宅 4)	中層耐火5階 建
市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁 目	昭47	45	中層耐火5階 建	市営青山三丁目ア パート17号館	盛岡市青山三丁 目	昭47	45	中層耐火5階 建
略					略				

議案第 26 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市立保育所民営化計画及び第3次民営化実施計画に基づき、盛岡市立永井保育園を平成30年4月1日から民営化しようとするものである。

なお、永井保育園の運営は、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団が引き継ぐものである。

2 改正の内容

第3条の表から永井保育園の項を削る。

3 施行期日

平成30年4月1日

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																		
<p>○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 略 <u>平成29年3月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略 （設置）</p> <p>第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、保 育所を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>くりやがわ保育園</td><td>盛岡市新田町9番33号</td></tr> <tr><td>太田保育園</td><td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td></tr> <tr><td>きたくり保育園</td><td>盛岡市厨川一丁目7番1号</td></tr> <tr><td>あべたて保育園</td><td>盛岡市安倍館町14番40号</td></tr> <tr><td>とりよう保育園</td><td>盛岡市肴町2番8号</td></tr> <tr><td>さくらがおか保育園</td><td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td></tr> <tr><td>うえだ保育園</td><td>盛岡市高松一丁目9番43号</td></tr> <tr><td>手代森保育園</td><td>盛岡市手代森22地割49番地1</td></tr> <tr><td>見前保育園</td><td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td></tr> <tr><td>乙部保育園</td><td>盛岡市乙部29地割67番地2</td></tr> <tr><td>東見前保育園</td><td>盛岡市東見前5地割102番地</td></tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 附 則 略 附 則（平成29年条例第 号）</p>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地	<p>○盛岡市保育所条例 昭和62年3月23日条例第9号 改正 略</p> <p>盛岡市保育所条例 盛岡市保育所条例（昭和31年条例第32号）の全部を改正する。</p> <p>第1条及び第2条 略 （設置）</p> <p>第3条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定により、保 育所を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>くりやがわ保育園</td><td>盛岡市新田町9番33号</td></tr> <tr><td>太田保育園</td><td>盛岡市上太田松ノ木84番地3</td></tr> <tr><td>きたくり保育園</td><td>盛岡市厨川一丁目7番1号</td></tr> <tr><td>あべたて保育園</td><td>盛岡市安倍館町14番40号</td></tr> <tr><td>とりよう保育園</td><td>盛岡市肴町2番8号</td></tr> <tr><td>さくらがおか保育園</td><td>盛岡市山岸三丁目20番1号</td></tr> <tr><td>うえだ保育園</td><td>盛岡市高松一丁目9番43号</td></tr> <tr><td>手代森保育園</td><td>盛岡市手代森22地割49番地1</td></tr> <tr><td>見前保育園</td><td>盛岡市三本柳10地割4番地2</td></tr> <tr><td>永井保育園</td><td>盛岡市永井10地割172番地</td></tr> <tr><td>乙部保育園</td><td>盛岡市乙部29地割67番地2</td></tr> <tr><td>東見前保育園</td><td>盛岡市東見前5地割102番地</td></tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号	太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3	きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号	あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号	とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号	さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号	うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号	手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1	見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2	永井保育園	盛岡市永井10地割172番地	乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2	東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地
名称	位置																																																		
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																																		
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																																		
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号																																																		
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																																		
とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号																																																		
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																																		
うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号																																																		
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																																		
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																																		
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																																		
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地																																																		
名称	位置																																																		
くりやがわ保育園	盛岡市新田町9番33号																																																		
太田保育園	盛岡市上太田松ノ木84番地3																																																		
きたくり保育園	盛岡市厨川一丁目7番1号																																																		
あべたて保育園	盛岡市安倍館町14番40号																																																		
とりよう保育園	盛岡市肴町2番8号																																																		
さくらがおか保育園	盛岡市山岸三丁目20番1号																																																		
うえだ保育園	盛岡市高松一丁目9番43号																																																		
手代森保育園	盛岡市手代森22地割49番地1																																																		
見前保育園	盛岡市三本柳10地割4番地2																																																		
永井保育園	盛岡市永井10地割172番地																																																		
乙部保育園	盛岡市乙部29地割67番地2																																																		
東見前保育園	盛岡市東見前5地割102番地																																																		

改正後	改正前
この条例は、平成30年4月1日から施行する。	

## 議案第 27 号

### 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について

#### 1 改正の趣旨

介護保険法施行令（平成10年政令第 412号）の改正に伴い、盛岡市介護認定審査会の委員の任期及び平成29年度における介護保険料の保険料率の特例を定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、盛岡市地域包括支援センター運営協議会の所掌事務を追加しようとするものである。

#### 2 改正の内容

- (1) 盛岡市介護認定審査会の委員の任期を3年とする。
- (2) 平成29年度における介護保険料の保険料率の特例として、合計所得金額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※）を控除して得た額を保険料率の算定に用いることとする。
- (3) 盛岡市地域包括支援センター運営協議会の所掌事項に、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の47第5項の規定に基づき地域包括支援センターが同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の選定に関するものを加える。

#### 3 施行期日

平成29年4月1日

※「特別控除額」とは、次の場合の額をいう。

- (1) 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の 5,000万円（最大）
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000万円（最大）
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500万円（最大）
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の 800万円（最大）
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の 3,000万円（最大）
- (6) 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の 1,000万円（最大）
- (7) (1)～(6)のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000万円（最大）

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市介護保険条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 介護認定審査会 (委員の定数等)</p> <p>第2条 盛岡市介護認定審査会の委員の定数は、75人とする。</p> <p>2 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第6条 第1項の規定に基づき条例で定める期間は、3年とする。</p> <p>3 法令及び前2項に定めるもののほか、盛岡市介護認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令 第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円</p>	<p>○盛岡市介護保険条例 平成12年3月30日条例第26号 改正 略</p> <p>盛岡市介護保険条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 介護認定審査会 (委員の定数等)</p> <p>第2条 盛岡市介護認定審査会の委員の定数は、75人とする。</p> <p>2 法令及び前項に定めるもののほか、盛岡市介護認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円</p>

改正後	改正前
<p>(6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イII)に係る部分を除く。以下この項において同じ。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円</p> <p>ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>	<p>(6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号に規定する市町村民税世帯非課税者に係る部分を除く。以下この条において同じ。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円</p> <p>ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円</p> <p>ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>

改正後	改正前
<p>(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 14万4,500円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。</p> <p>第4条から第19条まで 略</p> <p style="text-align: center;">第2節 地域包括支援センター運営協議会 (設置)</p> <p>第20条 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市地域包括支援センター運営協議会（以下この節において「協議会」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第21条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 包括支援センターが担当する区域の設定、包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包括支援センターの業務の委託に関すること。</p> <p>(2) 包括支援センターの業務の受託者による指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の実施に関すること。</p> <p>(3) 法第115条の23第3項の規定に基づき包括支援センターが指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の選定に関すること。</p> <p>(4) 法第115条の46第7項の規定による包括的支援事業の効果的な実施のための関係者との連携に関すること。</p> <p>(5) 法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針に関すること。</p> <p>(6) 法第115条の47第5項の規定に基づき包括支援センターが法第115条</p>	<p>(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 14万4,500円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。</p> <p>第4条から第19条まで 略</p> <p style="text-align: center;">第2節 地域包括支援センター運営協議会 (設置)</p> <p>第20条 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の運営に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として盛岡市地域包括支援センター運営協議会（以下この節において「協議会」という。）を置く。 (所掌事務)</p> <p>第21条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 包括支援センターが担当する区域の設定、包括支援センターの設置、変更及び廃止並びに包括支援センターの業務の委託に関すること。</p> <p>(2) 包括支援センターの業務の受託者による指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の実施に関すること。</p> <p>(3) 法第115条の23第3項の規定に基づき包括支援センターが指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の選定に関すること。</p> <p>(4) 法第115条の46第7項の規定による包括的支援事業の効果的な実施のための関係者との連携に関すること。</p> <p>(5) 法第115条の47第1項の包括的支援事業の実施に係る方針に関すること。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業の一部を委託 することができる指定居宅介護支援事業者の選定に関すること。</p> <p>(7) 包括支援センターの事業内容の評価に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営に関して必要と認める事項に関すること。 (組織)</p> <p>第22条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者</p> <p>(2) 被保険者</p> <p>(3) 第1号に掲げる者以外の者で、地域において、高齢者、障害者等の権利擁護の事業、高齢者、障害者等に関する相談に応ずる事業その他の福祉の増進に資する事業に携わるもの</p> <p>(4) 知識経験を有する者</p> <p>2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第23条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第24条 協議会は、市長が招集する。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 (意見の聴取)</p>	<p>(6) 包括支援センターの事業内容の評価に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営に関して必要と認める事項に関すること。 (組織)</p> <p>第22条 協議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者</p> <p>(2) 被保険者</p> <p>(3) 第1号に掲げる者以外の者で、地域において、高齢者、障害者等の権利擁護の事業、高齢者、障害者等に関する相談に応ずる事業その他の福祉の増進に資する事業に携わるもの</p> <p>(4) 知識経験を有する者</p> <p>2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)</p> <p>第23条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第24条 協議会は、市長が招集する。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。 (意見の聴取)</p>

改正後	改正前
<p>第25条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶務)</p> <p>第26条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。 (委任)</p> <p>第27条 第20条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>第28条から第32条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第12条まで 略 (平成29年度における保険料率の特例)</p> <p>第13条 平成29年度における保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 3万7,000円 (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 5万1,900円 (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 5万5,600円 (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 6万3,000円 (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 7万4,100円 (6) 次のいずれかに該当する者 8万8,900円</p> <p>ア 平成28年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区</p>	<p>第25条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶務)</p> <p>第26条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。 (委任)</p> <p>第27条 第20条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</p> <p>第28条から第32条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第12条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(同号イ(i)に係る部分を除く。以下この項において同じ。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 9万6,300円</p> <p>ア 平成28年の合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 11万1,100円</p> <p>ア 平成28年の合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 12万5,900円</p> <p>ア 平成28年の合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 14万4,500円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万3,300円とする。</p> <p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>

改正後	改正前
<p>附 則(平成29年条例第 号)</p> <p>1. この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2. 改正後の盛岡市介護保険条例附則第13条の規定は、平成29年度分の介護保険料について適用する。</p>	

議案第 28 号

盛岡市野球場条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市渋民野球場は、『盛岡市スポーツ施設適正配置方針（平成26年度～35年度）』において、「計画期間内は現状維持に努める。」とし、計画期間終了後に、公共施設保有最適化・長寿命化計画を踏まえて存続について検討することとしていたが、当該用地を工場用地として活用を希望する引き合いがあることから、時期を繰り上げ工場用地として売却するため、廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 盛岡市営野球場及び盛岡市渋民野球場の使用料のうち料金を徴収する場合でアマチュア野球以外の催しに使用する場合の使用料についての規定の整理を行う。
- (2) 第2条の表から盛岡市渋民野球場の項を削る。
- (3) 別表から盛岡市渋民野球場の使用料に係る部分を削る。

3 施行期日

- (1) 2 - (1) 平成29年4月1日
- (2) 2 - (2) 及び2 - (3) 平成29年11月1日

【第1条】盛岡市野球場条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																										
<p>○盛岡市野球場条例 平成16年12月27日条例第51号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市野球場条例 盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。 第1条から第7条まで 略 （使用料） 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 附 則（平成29年条例第 号） この条例は、平成29年11月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、 同年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第8条関係） （1）盛岡市営野球場 ア グラウンドの使用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日 以外の日</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>1時間ま でごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> <th>1時間ま でごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を 徴収し ない場 合</td> <td>アマチュ ー一般</td> <td>500円</td> <td>3,600円</td> <td>600円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合</td> <td>高等学校生 徒以下の者</td> <td>150円</td> <td>1,100円</td> <td>180円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	土曜日及び休日 以外の日		土曜日及び休日		1時間ま でごとに	1日まで ごとに	1時間ま でごとに	1日まで ごとに	料金を 徴収し ない場 合	アマチュ ー一般	500円	3,600円	600円	4,400円	ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合	高等学校生 徒以下の者	150円	1,100円	180円	1,300円	<p>○盛岡市野球場条例 平成16年12月27日条例第51号 改正 略</p> <p>盛岡市野球場条例 盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。 第1条から第7条まで 略 （使用料） 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） （1）盛岡市営野球場 ア グラウンドの使用料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日 以外の日</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>1時間ま でごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> <th>1時間ま でごとに</th> <th>1日まで ごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金を 徴収し ない場 合</td> <td>アマチュ ー一般</td> <td>500円</td> <td>3,600円</td> <td>600円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合</td> <td>高等学校生 徒以下の者</td> <td>150円</td> <td>1,100円</td> <td>180円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	土曜日及び休日 以外の日		土曜日及び休日		1時間ま でごとに	1日まで ごとに	1時間ま でごとに	1日まで ごとに	料金を 徴収し ない場 合	アマチュ ー一般	500円	3,600円	600円	4,400円	ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合	高等学校生 徒以下の者	150円	1,100円	180円	1,300円
区分		土曜日及び休日 以外の日		土曜日及び休日																																							
	1時間ま でごとに	1日まで ごとに	1時間ま でごとに	1日まで ごとに																																							
料金を 徴収し ない場 合	アマチュ ー一般	500円	3,600円	600円	4,400円																																						
ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合	高等学校生 徒以下の者	150円	1,100円	180円	1,300円																																						
区分	土曜日及び休日 以外の日		土曜日及び休日																																								
	1時間ま でごとに	1日まで ごとに	1時間ま でごとに	1日まで ごとに																																							
料金を 徴収し ない場 合	アマチュ ー一般	500円	3,600円	600円	4,400円																																						
ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合	高等学校生 徒以下の者	150円	1,100円	180円	1,300円																																						

改正後	改正前																																																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>その他の催しに使用 する場合</td> <td>2,000円</td> <td>14,400円</td> <td>2,400円</td> <td>17,600円</td> </tr> <tr> <td>料金を 徴収す る場合</td> <td>アマチュ ー一般</td> <td>2,000円</td> <td>14,400円</td> <td>2,400円</td> <td>17,600円</td> </tr> <tr> <td>ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合</td> <td>高等学校生 徒以下の者</td> <td>600円</td> <td>4,400円</td> <td>720円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用 する場合</td> <td>使用する日ごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 125,000円に満たな い場合は、125,000 円）</td> <td>使用する日ごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 167,000円に満たな い場合は、167,000 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。</li> <li>「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</li> <li>「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。</li> </ol> <p>イ スコアボードの使用料 1試合につき 500円 ウ 拡声装置の使用料 1回につき 1,000円</p> <p>(2) 略 (3) 盛岡市浪民野球場</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>土曜日及び休日 以外の日</th> <th>土曜日及び休日</th> </tr> </thead> </table>	その他の催しに使用 する場合	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円	料金を 徴収す る場合	アマチュ ー一般	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円	ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合	高等学校生 徒以下の者	600円	4,400円	720円	5,200円	その他の催しに使用 する場合	使用する日ごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 125,000円に満たな い場合は、125,000 円）	使用する日ごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 167,000円に満たな い場合は、167,000 円）			区分	土曜日及び休日 以外の日	土曜日及び休日	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>その他の催しに使用 する場合</td> <td>2,000円</td> <td>14,400円</td> <td>2,400円</td> <td>17,600円</td> </tr> <tr> <td>料金を 徴収す る場合</td> <td>アマチュ ー一般</td> <td>2,000円</td> <td>14,400円</td> <td>2,400円</td> <td>17,600円</td> </tr> <tr> <td>ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合</td> <td>高等学校生 徒以下の者</td> <td>600円</td> <td>4,400円</td> <td>720円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>その他の催しに使用 する場合</td> <td>1日までごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 125,000円に満たな い場合は、125,000 円）</td> <td>1日までごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 167,000円に満たな い場合は、167,000 円）</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。</li> <li>「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</li> <li>「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に7時間を超えて使用する場合をいう。</li> </ol> <p>イ スコアボードの使用料 1試合につき 500円 ウ 拡声装置の使用料 1回につき 1,000円</p> <p>(2) 略 (3) 盛岡市浪民野球場</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>土曜日及び休日 以外の日</th> <th>土曜日及び休日</th> </tr> </thead> </table>	その他の催しに使用 する場合	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円	料金を 徴収す る場合	アマチュ ー一般	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円	ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合	高等学校生 徒以下の者	600円	4,400円	720円	5,200円	その他の催しに使用 する場合	1日までごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 125,000円に満たな い場合は、125,000 円）	1日までごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 167,000円に満たな い場合は、167,000 円）			区分	土曜日及び休日 以外の日	土曜日及び休日
その他の催しに使用 する場合	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円																																															
料金を 徴収す る場合	アマチュ ー一般	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円																																														
ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合	高等学校生 徒以下の者	600円	4,400円	720円	5,200円																																														
その他の催しに使用 する場合	使用する日ごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 125,000円に満たな い場合は、125,000 円）	使用する日ごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 167,000円に満たな い場合は、167,000 円）																																																	
区分	土曜日及び休日 以外の日	土曜日及び休日																																																	
その他の催しに使用 する場合	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円																																															
料金を 徴収す る場合	アマチュ ー一般	2,000円	14,400円	2,400円	17,600円																																														
ア野球に 使用する 徒以下の者 の場合	高等学校生 徒以下の者	600円	4,400円	720円	5,200円																																														
その他の催しに使用 する場合	1日までごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 125,000円に満たな い場合は、125,000 円）	1日までごとに その日の最高入場 料の300人分に相 当する額（その額が 167,000円に満たな い場合は、167,000 円）																																																	
区分	土曜日及び休日 以外の日	土曜日及び休日																																																	

改正後						改正前					
		1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに			1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに
料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する	210円	1,340円	310円	2,000円	料金を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する	210円	1,340円	310円	2,000円
	一般	100円	670円	150円	1,000円		一般	100円	670円	150円	1,000円
	高等学校生徒以下の者						高等学校生徒以下の者				
料金を徴収する場合	その他の催しに使用する	1,050円	6,720円	1,360円	8,730円	料金を徴収する場合	その他の催しに使用する	1,050円	6,720円	1,360円	8,730円
	使用する						使用する				
料金を徴収する場合	アマチュア野球に使用する	840円	5,360円	1,260円	8,060円	料金を徴収する場合	アマチュア野球に使用する	840円	5,360円	1,260円	8,060円
	一般	420円	2,680円	630円	4,030円		一般	420円	2,680円	630円	4,030円
	高等学校生徒以下の者						高等学校生徒以下の者				
その他の催しに使用する		使用する日ごとのその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）		使用する日ごとのその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）		その他の催しに使用する		1日までごとに1日のその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）		1日までごとに1日のその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。

【第2条】盛岡市野球場条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○盛岡市野球場条例 平成16年12月27日条例第51号 改正 略 平成29年3月 日条例第 号</p> <p>盛岡市野球場条例 盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、野球場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置）</p> <p>第2条 野球場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市営野球場</td> <td>盛岡市東新庄一丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市太田橋野球場</td> <td>盛岡市下厨川字稲荷向9番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略 附 則（平成29年条例第 号）</p> <p>この条例は、平成29年11月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第8条関係） （1）及び（2） 略</p>	名称	位置	盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号	盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地	<p>○盛岡市野球場条例 平成16年12月27日条例第51号 改正 略</p> <p>盛岡市野球場条例 盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、野球場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置）</p> <p>第2条 野球場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市営野球場</td> <td>盛岡市東新庄一丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市太田橋野球場</td> <td>盛岡市下厨川字稲荷向9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浪民野球場</td> <td>盛岡市浪民字岩鼻20番地14</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） （1）及び（2） 略 （3） 盛岡市浪民野球場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>土曜日及び休日以外の日</th> <th>土曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号	盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地	盛岡市浪民野球場	盛岡市浪民字岩鼻20番地14	区分	土曜日及び休日以外の日	土曜日及び休日			
名称	位置																				
盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号																				
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地																				
名称	位置																				
盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号																				
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地																				
盛岡市浪民野球場	盛岡市浪民字岩鼻20番地14																				
区分	土曜日及び休日以外の日	土曜日及び休日																			

改正後			改正前			
			1時間まで ごとに	1日まで ごとに	1時間まで ごとに	1日まで ごとに
料金を徴収しない場合	アマチュア一般	210円	1,340円	310円	2,000円	
	アマチュア野球に高等学校生 使用する徒以下の者 の場合	100円	670円	150円	1,000円	
料金を徴収する場合	アマチュア一般	840円	5,360円	1,260円	8,060円	
	アマチュア野球に高等学校生 使用する徒以下の者 の場合	420円	2,680円	630円	4,030円	
	その他の催しに使用する 場合	1,050円	6,720円	1,360円	8,730円	
	その他の催しに使用する 場合	使用する日ごとに その日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	使用する日ごとに その日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	使用する日ごとに その日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が52,500円に満たない場合は、52,500円）	使用する日ごとに その日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が63,000円に満たない場合は、63,000円）	

備考

- 1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもってしを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 「1日」とは、午前8時から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。